

渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故に関する意見書

令和3年7月13日午後0時30分頃、渡名喜島沖合の海上において、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターが、つり下げ輸送中の鉄製コンテナを落下させる事故が発生した。落下場所は出砂島射爆撃場訓練空域の東側で、すぐ近くには渡名喜漁港があり、一步間違えれば大惨事を引き起こしかねない事故である。漁民はもとより渡名喜村民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

うるま市では、令和元年8月、同型機が沖縄本島東海岸から約8キロメートルの海上に重さ約1キログラムの窓を落下させる事故が起きている。また、平成30年2月には、米軍普天間飛行場所属のMV-22オスプレイから重量13キログラムもあるエンジン吸気口の一部が、本市伊計島の海岸で民間人に発見され、引き上げられる事故も起きている。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場を発着する米軍機の飛行経路となっていることから、このような事故を繰り返している米軍機の飛行を続けることは、市民に不安と恐怖を与えるものである。

うるま市議会は、これまでも米軍機の事故が発生するたびに再発防止等を徹底するよう米軍や日米両政府に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、このような事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに下記の事項について強く要請する。

記

- 1 事故発生の原因究明と実効性のある再発防止策を講じ、公表すること。
- 2 ヘリコプターによるつり下げ輸送や訓練を行わないこと。
- 3 沖縄県に配備されている全米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
- 4 在沖米軍基地の整理・縮小を図ること。
- 5 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月19日

沖縄県うるま市議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長